The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	近代東部内モンゴル伝統的遊牧社会の解体に関する研究
Author(s)	阿路思
Citation	大阪大学, 2020, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/77539
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

様式３

論　文　内　容　の　要　旨

氏　名　（　　阿路思　　）	
論文題名	近代東部内モンゴル伝統的遊牧社会の解体に関する研究

論文内容の要旨

本研究は、19世紀から20世紀初頭における東部内モンゴルの伝統的遊牧社会での土地をめぐる社会関係変容を考察したものである。

第一章の第一節では、コントの「神学的・軍事的」社会および「形而上学的・法律家的」社会、テンニースの「ゲマインシャフト的」社会、デュルケームの「関節的」社会、マッキーヴァーの社会類型論に関する社会学理論の研究を分析し、伝統社会の特徴を考察した。本研究では17世紀末までのモンゴルを近代東部内モンゴル遊牧社会の伝統と設定し、第二節では、権力形態の変容と、遊牧社会の特殊性に基づく社会関係の変容という２つの変容に力点を置いて、モンゴル遊牧社会の「伝統」を確認し、17世紀末のモンゴル遊牧社会関係の実態を把握した。

第二章では、19世紀の東部内モンゴル地域における伝統的遊牧社会関係の特徴を考察した。盟旗制度、身分制度、早期土地開墾をめぐる社会関係の分析を通じて、第一章で確認した遊牧的社会関係の「伝統」がいかに変化したかを明らかにした。

第三章は、19世紀末から20世紀初頭の清末民初期に見られた土地をめぐる諸社会関係を、社会調査資料を通じて再確認し、土地の所有権および使用権に関する内容を整理した。

17世紀末までのモンゴル内部各地は、血縁的隷属関係から地縁的な隷属関係が形成されるという、お互いにとって非常に独立的な存在であった。社会経済的に孤立した状態の下、軍事を優先する統合システムは衰退し、社会経済が重視されるようになっていく。モンゴルの伝統的隷属関係の特徴とは、領主が「牧地で遊牧している領民」を領有することである。従って、領有概念が単純に属人的であるだけでなく、土地の支配権が領主にあるという点も考えられる。領民は農民のように土地を所有せず、家畜は彼らの私有財産として存在した。このような隷属関係は、領民が労役や家畜の貢納などを提供し、領主に収奪されるという関係のように見えるが、考察の結果、領主は、外敵から隷属民を保護したり、条件のよい牧草地を手に入れたりするだけでなく、遊牧経済活動を指示したり、共同体内部の紛争を仲裁したりする役割も果たしていたことが明らかとなった。また、以上のことが実現されるための社会的基礎は、人身の隷属関係と領主の権威にあると考えられる。したがって、モンゴル遊牧社会の「伝統」の実態とは、実力主義の背景のもと、権威をめぐる領主の「保護、指導」および隷属民の「奉仕、貢納」であると考えられるのであった。このような身分社会的要素は、清の支配下に入っても基本的に変化しなかった。ただし、爵位と行政権を入手するには、皇帝への忠誠度および貢献が必要条件であった。従来、封建的分配システムによる財産及び爵位をめぐっての紛争は、世襲制の導入により避けられたが、中央権力の血縁的・政治的・経済的影響を受ける中で、中央政府の承認なしでは成り立たなくなっていたのである。そうは言っても、清末までの内モンゴル諸地域は高度な自治権をもっており、内政に中央政府から大きく干渉を受けることはなかった。康熙期の「借地養民」制度の推進によって、漢民族が東部内モンゴル、具体的には農耕に適した柳條邊墻附近へ移住しはじめた。その後、政府の許可を得ることなく蒙漢間で私的開墾および農耕事業が行われた。乾隆期からその後の嘉慶期、道光期にかけて固く禁止されていたにも関わらず、農地化は柳條邊墻附近から一層北へ広がり、嘉慶期には、錦熱蒙地の農耕可能な優良な土地はほとんど開墾されていたという。この「私墾」行為自体こそ、東部内モンゴル各地における行政上の自由を反証するものではなかろうか。そして、土地を開墾させた主体を分析したところ、これら早期の私墾行為は札薩克王公の政策主導というより、むしろ、黙認のもとに権力を持つ者が共同使用する牧場を独占した結果と考えられる。しかし、一般旗民は決して土地を漢民族農民に開墾させる程豊かであるとはいえない。後藤(1942)は、遊牧社会における庶民所得分配の高度平均化、しかも８割以上が貧困であるという普遍的な貧困を驚きと共に指摘したが、これはいわゆる身分社会の特徴であって、身分制度が消えない限りこの貧富の差の問題は解決しようがない。また、農地化に伴って遊牧民が貧困化したとされる一方、このように、本来は伝統的遊牧社会の分配システムの特徴でもある内的要因も無視できない。

清朝末期に政府は方針を転換し、民間の私墾行為が許可されるようになると、王公貴族をはじめとする権力者の領

地開放および土地強占が満洲方面の東部内モンゴル各旗で多く見られるようになった。牧地が農地に変化するこのような過程は、イギリスで行われた囲い込みとは本質的に異なるものである。囲い込みによって仕事を奪われた農民が産業革命の労働力を提供したのと違い、東部内モンゴルの場合、土地開放につれて現地の旗民は身分に応じた農耕地を分配されたのである。そして、分与された土地を自種せずとも、都市部の労働者にはならなかったのである。放牧地が領主や札薩克王公に開放されることに対して、旗民は反対したが、農耕地が分与されると反対しなくなったという記述が多くの資料に見られる。従って、王公の牧地開放によって不満が蓄積し、王公と対立的になったという民衆像は決して普遍的ではないと言えよう。権威をもって領主が領民を「保護、指導」し、隷属民は皆領主に「奉仕、貢納」するというモンゴル遊牧社会の「伝統」は、農耕化されても基本的に維持されてきたのである。

遊牧社会における土地の共有性は、従来多くの研究者に注目され、共有地が王公貴族たちに売却され、モンゴルの権利が略奪されたという理解が為されてきた。一方このような土地の共有性は、そもそも人身の隷属関係に基づくものである。権力が札薩克や王公貴族に高度に集中するような、いわゆる「土地の公有化に基づく権力の私物化」こそ、伝統的な遊牧社会関係の特徴であり、言い換えると、伝統的遊牧社会関係は農地化が進んだ理由の一つであると考えられる。

様式 7

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏　名　（　阿路思　）		
論文審査担当者	（職）	氏　名
	主 査　教 授	松 野　明 久
	副 査　教 授	中 嶋　啓 雄
	副 査　教 授	田 中　仁

論文審査の結果の要旨

本博士学位申請論文「近代東部内モンゴル伝統的遊牧社会の解体に関する研究」は「序論」を含む５章で構成されている。考察対象である「東部内モンゴル」は清朝の支配に帰順した「東四盟」であり、そこでは開墾が 17 世紀末から持続的に展開されていた。本論文は、(1)モンゴル遊牧社会の「伝統」、(2)清朝への帰順による東部内モンゴル地域の変容、(3)清末・民国期における社会関係の展開を論究する。

既往の研究において、19 世紀後半から 20 世紀初頭の内モンゴルは激しい農地化にともなって社会矛盾が激化し、モンゴル人と漢人との対立が深刻化し、伝統社会が崩壊して定住社会が形成されたとする理解が一般化している。これに対して申請者は、東部内モンゴル伝統社会の解体は基本的に急激な農地化によるものかを問い、伝統的社会構造・権力構造の変化が急激な農地化を招来したとの仮説を提示する。本論文では、東部内モンゴル社会における土地をめぐる社会・権力関係に論点を絞り解体の原因を考察している。

第一章「東部内モンゴルにおける『伝統』的遊牧社会」においては、「伝統」社会についての社会学の論点を整理するとともに、匈奴、烏桓、鮮卑、キタイからモンゴル（元）帝国とその崩壊にいたる北方諸族の権力形態と遊牧社会の特殊性に起因する社会関係の変容を概括している。(1)元朝崩壊後のモンゴル社会に地縁的隷属関係に基づくオトクが現れた、(2)領主が牧地を領有し、領民がその土地を共有していた（共同利用する牧地がなければ「遊牧」は成立せず、また領主不在の共同利用も存在しない）、(3)17 世紀末のモンゴル社会は階層別に領侯と平民・家僕・奴隷に二分され、社会紐帯として「奉仕・貢納」があったことを確認した。

第二章「清代内モンゴル遊牧社会における権力関係の特徴」では、(1)清朝に服属した内モンゴルは、24 部族、6 盟、49 旗に編成されたが、それには、①地界の画定、②戸口の分給、③戸口の編成、④長の任命、⑤旗名の付与が必要であった、(2)19 世紀から 20 世紀初めの東部内モンゴルでは、農業活動の拡大によって土地使用の目的は牧畜から農業中心に転換した、(3)伝統的遊牧社会関係の特徴は身分制にもとづくものであり、財産・爵位をめぐっての紛争は世襲制によって避けられ、清の法律に従った、また貴族と平民の関係は、基本的に労役関係であった、(4)土地は「全体所有」として遊牧経済を行うために社会成員に共同利用されていた。開墾活動は公的には禁止されていたが「私墾」行為のすべてが王公自身の政策に由来するとは考えられない、19 世紀半ばまで一般民衆層や下層貴族もまた農民あるいは仲介人と契約を結んでいたことを論じた。

第三章「民国期における『蒙地』所有権および使用権の帰属」では、(1)いまだ農地化していなかった時期の東部内モンゴルの土地は、官地（旗の官僚が管理する土地）・私有地（王公貴族の領地）・公地（山・川・道路など遊牧経済における共同体全体が利用できる土地）に区別されていた、(2)もともと遊牧を生活の手段としていたモンゴルの遊牧民は、清朝から民国にいたる 150 年余りの間に農民あるいは農牧民となった、とは言え、満洲事変以前の東部内モンゴルにおいてはモンゴル人が土地の主導権をもっており、モンゴル人の土地（蒙地）を耕作する他民族農民はみな、地租とは明確に区別される「蒙租」と呼ばれる租税を払わなければならなかった、この点で伝統的遊牧社会関係は完全に解体されたとは言うことはできないことを論じた。

本論文は、モンゴル人社会＝遊牧社会、漢人社会＝農耕社会という二項対立的図式にもとづく北東アジア史において見落とされてきた東アジア内モンゴル社会そのものの農地化に焦点をあて、その在りようを社会・権力関係として検討することによって、伝統的遊牧社会の解体についての新たな知見を獲得した。これを可能にしたのは、「伝統」（と「近代」）にかかわる社会学の論点整理をもとにモンゴル人にいたる北方遊牧民族についての既往研究を再解釈し、近代日本が東部内モンゴル地域で行った調査資料を権力・土地所有関係の観点から丁寧に読み解いたことにある。本論文は、この課題設定とそれを究明するための方法面での工夫によって、説得的な論述を行うことに成功している。

よって、三人の審査委員はいずれも本論文が博士論文として認定しうる水準にあると判断した。